

光仁・桓武王権の 国境政策に関する一考察

A Study of Policies on National Borders
of the Government of Emperors Konin and Kammu

山中 章

YAMANAKA Akira

はじめに

①北の海峡を越えた土器

②喜界島へ渡った土器

③慰勞詔書書式の変遷にみる桓武朝の対蕃外交

④桓武王権の対外政策

おわりに

【論文要旨】

八世紀後半から九世紀前半にかけて、光仁・桓武王権は東北蝦夷の「反乱」に対し、大規模な軍事行動を起こした。いわゆる三十八年戦争である。王権は軍事的・政治的拠点として胆沢城、志波城、徳丹城を建設した。同じ頃、渡島（北海道）でも列島との関係に大きな変化が生じていた。

石狩川流域の千歳市、恵庭市、江別市などの道央部の遺跡から、渡島では生産されなかった須恵器を伴う遺跡が出現するのである。北海道式古墳と呼ばれる墳墓の出現もまた同時期であり、副葬品に須恵器が伴うほか、渡島では例のない隆平永寶や銅碗が埋納されるのである。当該期に道央部にいた勢力の一部が列島の王権と深いつながりを持っていたことを証明する考古資料であった。これらがもたらされた径路として注目されるのが、当時の渡島との交渉の窓口とされた秋田城であった。そこで、秋田城から出土する須恵器と渡島のそれとを比較すると、相当数の須恵器にその可能性を指摘することができた。さらに、ごく少量ではあるが、当時の王権の所在地であった長岡京で使用されていた須恵器が渡島にもたらされていた事実も指摘できた。秋田城を経由してもたらされた可能性が高く、光仁・桓武王権は渡島の特定勢力との間に関係を結び、「威信財」として都の須恵器杯（盃）を与えたと解釈した。

同じ時期、南西諸島に所在する喜界島に公的 성격の強い施設が建設される。律令国家創設時以来「朝貢」を求めてきた島々を支配するための拠点を設置したものと理解した。近世に至るまで南北の国の境と意識されてきた地域におけるこうした動向こそ、王権による「国境」の確定政策の反映であると考えた。

一方、光仁・桓武王権は蕃国との唯一の外交文書である慰勞詔書の書式を変更・確立する。律令国家の支配領域を明示することによって、蕃国に君臨する「帝国」の姿を鮮明にしたのであった。

これまでの研究によって、光仁・桓武王権は奈良時代から平安時代へと、律令国家の転換点をなした重要な王権であったことが知られてきた。本稿では、当該王権が、外交政策においても、その後の「日本」を規定する支配空間の確定という一大事業をなしたことを明らかにした。

【キーワード】 光仁・桓武王権、国境、三十八年戦争、東北蝦夷、渡島、喜界島、須恵器杯A、焼塩壺

はじめに

律令国家と蝦夷との対立は、宝亀五（774）年、海道蝦夷の桃生城攻撃により抜き差しならないものとなった。以後、弘仁二（811）年の文室綿麻呂による爾薩体、弊伊2村の蝦夷「平定」までの38年間を「三十八年戦争」と呼ぶ。しかし、蝦夷との「戦争」がこれで終結したわけではなく、この後も度々律令国家との間で抗争が繰り返されるのであった。ただし中央政府は、蝦夷の流れをくむ安倍氏や清原氏から、陸奥国を経てもたらされる北の産品が安定的に入手できることを優先し、必ずしも空間的支配を完全なものにする必要性は感じていなかった。⁽¹⁾列島の支配者が東北地方を掌握するには、前九年・後三年の役を経て源頼朝による奥州藤原氏の打倒まで待たねばならなかった。

ところで、8世紀後半から9世紀前半の古代王権はなぜこれほどまで長い時間をかけて蝦夷制圧に力を注がなければならなかったのだろうか。そもそも当代王権がいう「征夷」とは一体どこまでを目標としていたのだろうか。従来の研究は列島内部における南から北への侵攻に重点が置かれていた。事実、太平洋岸の郡山遺跡、日本海側の淳足柵・磐舟柵の設置以来多賀城、出羽柵などと続く律令国家による城柵の建設は常に南から順番に北上していったものであった。その到達点が坂上田村麻呂や文室綿麻呂らによる胆沢城・志波城・徳丹城の建設であった。しかし、これまで余り注目されてこなかったが、これらを解く鍵の一つは、北海道（以下「渡島」という）の動向にあると考えるのである。渡島では7世紀中頃から後半にかけて列島からの土師器文化が伝わり、捺文文化が始まる。従来の研究によれば捺文文化は9世紀中頃から後半頃までは列島との深い関係下にあったが、9世紀末には列島との関係を希薄化させ、独自の文化として自立化し、その後の渡島の文化の基礎を形成するとされる。

では、8世紀末の桓武王権は渡島とどのような関係をもっていたのであろうか。渡島出土須恵器の動向を分析する中からそのかすかな痕跡を明らかにしてみようと思う。その上で、桓武王権がなぜ征夷に拘泥したのかについて、対蕃国政策の確立と合わせて考察してみたい。

①……………北の海峡を越えた土器

かつて長岡京期に集中して出土する土器で、東日本を中心に分布する壺Gについて若干の考察を加えたことがある [山中章 1997]。主に静岡県三島市花坂島橋窯生産のこの特殊な長頸壺が東北古代遺跡の年代決定や人の動きを探る貴重な資料であることを述べたものである。これによって、8世紀末から9世紀初頭には秋田城跡（秋田市）、払田柵跡（秋田県大仙市）、伊治城跡（宮城県栗原市）、多賀城跡（宮城県多賀城市）等を北限とする東北地方の広範囲にわたって須恵器長頸壺が移動したことを明らかにした。その歴史的背景に桓武王権の東北蝦夷支配のための軍事行動があると考えたのである。

ところで、長岡京期の須恵器にはもう1点特徴的な形状、胎土、焼成、色調を有する須恵器杯がある。長岡京跡左京第258次発掘調査で「好物所」と墨書した須恵器壺と供伴した杯Aである [山中章 1991]。68個体もの同一生産地の杯Aが狭い範囲からまとまって出土したのである。それまで

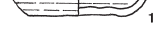

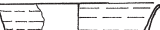
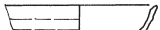

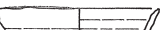
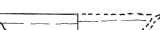

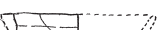
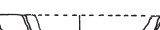
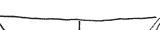
にも長岡京期の須恵器杯Aの特徴ある一群として知られてはいたのだが、特に注目されることはなかった。この須恵器杯Aと型式的に一致するだけではなく、胎土、焼成、焼成技法、成形技法などに多くの共通点を有する土器群が、北海道千歳市・恵庭市・江別市等、石狩川周辺からまとめて出土することが判明したのである。そこでまず、実見したものを中心に⁽²⁾出土須恵器の特長について整理しておこう（第1図）。

(1) 渡島出土須恵器杯Aの生産と流通

型的に近似する須恵器杯Aは恵庭市域で4遺跡5点、千歳市域で4遺跡6点出土している。年代を考える上で重要な供伴遺物を出土して注目されるのが恵庭市茂漁墳墓群11号墳〔天野1992〕と千歳市ウサクマイN遺跡〔北海道2001〕である。

茂漁11号墳は、捺文式土器甕、須恵器高台付杯B、蕨手刀太刀1振、銅碗、隆平永寶各1点を伴っている。隆平永寶は皇朝十二銭第四番目に製造された貨幣で、延暦15（796）年初鑄である。杯Aは底部がやや厚く、口縁部が内湾気味で、口縁端部をわずかに内側につまみ出す特徴がある。胎土も石英やチャートを比較的多く含み、焼成は極めて良好で、色調も暗青灰色を呈するもので、長岡京出土のものとは明らかに異なっている。杯Bの型式と共に長岡京期よりやや古い傾向を有する資料である。隆平永寶との間に一型式ほどの年代差が想定できる。8世紀後半に入手された須恵器が伝世し、8世紀末に貨幣などと共に副葬されたものであろうか。

ウサクマイN遺跡からは、捺文土器甕や須恵器甕などと共に、包含層から富寿神宝（818年初鑄）が出土している。また、旧河道からは道央では極めて珍しいオホーツク式土器が出土している。須

	恵庭市	千歳市	
茂漁古墳			丸子山遺跡4号住居
茂漁4遺跡1号住居			丸子山遺跡6号住居
中島松1遺跡1号住居			ウサクマイ N 遺跡
中島松6遺跡3号住居			美々8遺跡
中島松6遺跡1号住居			末広遺跡47号住居
	0 10cm		末広遺跡32号住居

第1図 渡島出土須恵器杯A

恵器杯Aは小型（寸法による分類でⅣ型式）で、やや器壁が厚いが、胎土、成形技法などは多くの点で長岡京期のものと共通点を有する。富寿神寶と須恵器杯Aでは年代観に一型式のずれがあるが、ウサクマイN遺跡の古代における遺跡の下限年代を知る好材料といえる。8世紀第4四半期から9世紀第1四半期にかけて、当該遺跡は、東は道東のオホーツク海沿岸部及び列島の宮都と深い関係にあったことを示している。

さらに須恵器の型式に多くの共通点を有するのが、丸子山遺跡4号竪穴出土例と茂漁4遺跡1号竪穴例である。前者は回転ヘラ起のためにやや内側に凹む底部から直線的に伸びる薄手の体部が付き、口縁端部外面には重ね焼きによって生じた煤の付着が幅5～8ミリ程度認められる。胎土はやや軟質で、色調は灰白色を呈し、長岡京期のものに酷似する。後者は実見することができなかったが、その形態は長岡京深手（Aa形）に似ており、他の出土例と比較してもその独自性が際だっていると言える。

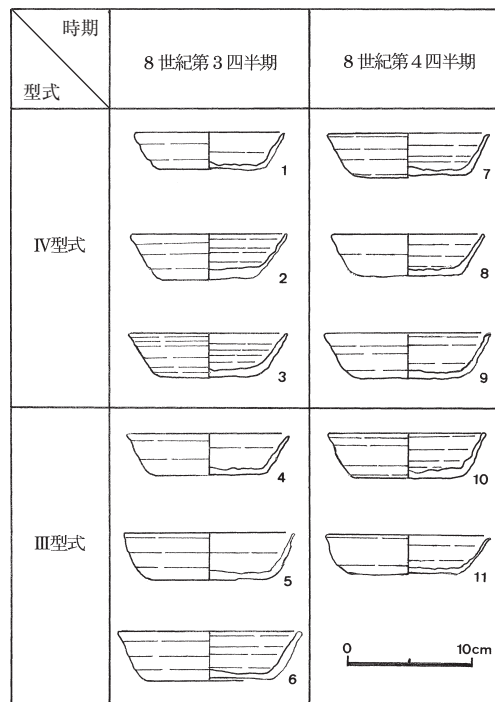
この他恵庭市では中島松1・6遺跡例、千歳市では美々8遺跡、末広遺跡例があるが、前三者は底部厚や底部外面の成形痕などが長岡京出土例とは異なる。胎土も鉍物質を比較的多く含むなど長岡京例とは異なっている。生産地を未だ特定できないが、他地域からの搬入品であろう。但し、美々8遺跡からは東北地方の城柵官衙遺跡からの出土が知られる土師器甕に人面を墨書する平底の甕が出土している。人面は描かれていないが、特殊な用途に用いられる容器として、持ち込まれたのではなかろうか。末広遺跡例は他の例に比べてやや外傾指数が大きく、時的には後出するグループであろう。後述する秋田城8世紀第4四半期例または9世紀第1四半期例に近い。

(2) 秋田城出土須恵器杯A

秋田城跡では東門内部のSG 1031 から年紀のある木簡などと共に大量の土器が出土している。その中でも、8世紀第3四半期の第45・46層出土土器、8世紀第4四半期の上・下層スクモ層出土土器には大量の杯Aが含まれている。また、これらの層には延暦8・13年（789・794年）の年紀を持つ木簡や長岡京期に固有の須恵器壺Gが伴っており、その年代をほぼ特定することができる。

秋田城出土資料には長岡京出土資料には余り見られない口径12cm程度の小型の杯（Ⅳ）が比較的多く存在する。また、既に研究されているように〔伊藤1998〕、供給されている窯址がほぼ特定できており、胎土に鉍物質を比較的多く含む、長岡京出土例とは異なるものが大半である。

ところで、大きく上下2層に分けて分析されているSG 1031 出土資料であるが、8世紀第3四半期といえども若干の時期差が伴うらしく〔伊藤



第2図 秋田城出土く8世紀後半から8世紀末）須恵器杯A

1998], 一部は第4四半期に入るものがあるという。

第2図を見てもさほど大きな型式差を認めることはできず、第45・46層の埋没完了年代が8世紀第4四半期初め、上・下スクモ層の埋没開始年代がこれに連続する8世紀第4四半期前半と言うことであろうか。

そうした指摘を踏まえて検討すると、第2図4～6のように余り底部が厚くならず、比較的直線的に立ち上がるⅢには型式的に長岡京出土例と重なるものが認められる。先の伊藤氏の研究によれば、これらは右馬之丞窯址出土例と判断されており、この研究成果を尊重すれば、当該遺構には長岡京出土例は含まれていないことになる。

一方、秋田城出土須恵器杯Aと渡島出土須恵器杯Aの關係に注目すると、長岡京出土例との關係が指摘できる2例を除き、胎土、成形、調整、寸法、径高指数など、多くの点で共通する要素を持っている。渡島へ搬入された須恵器杯Aの多くが秋田城を経由して移動した可能性は高いといえよう。

(3) 長岡京出土須恵器杯A

長岡京出土須恵器杯Aの特徴を次の12点にまとめることができる。

- ① 薄い粘土板を巻き上げて成形する。
- ② 調整時に底部外面に回転（時計回り）ヘラオコシにより生じた渦巻状の削痕を残し、ほとんど調整されることなく、底部に明瞭な凹凸を残す。
- ③ ヘラオコシ後、生乾きのまま正立した状態で棒状の物体のうえに置かれるため、底部外面に数本平行する沈線を認める。
- ④ 胎土に黒色粒子を多く含み、次いで長石を含有するため、器肌はややザラザラした印象を与え、表面に墨線のような黒線が認められること。
- ⑤ 焼成は比較的粗悪な製品が多く、軟質で、色調は表面・断面ともに灰白色を呈する。
- ⑥ 口縁部内・外面に重ね焼きによって生じた1～0.5cmの幅で帯状に灰（炭素）が吸着し、黒色の帯を認めることができる。
- ⑦ 炭素吸着帯は一定の幅で均一に吸着している場合もあれば、体部下半から口縁部にかけて斜方向に次第に幅を狭めて吸着している場合もある。
- ⑧ 口径の寸法によって4種類に分類することができる。
I：16.5cm以上 II：15.0cm以上 16.5cm未満 III：12.0cm以上 15.9cm未満 IV：12cm未満
- ⑨ 器高によって3種類に分類することができる。
a：4.0cm以上 b：3.0cm以上 4.0cm未満 c：3.0cm未満
- ⑩ 長岡京出土製品で最も多いのはII b型式、次いで多いのがII c型式である。
- ⑪ 本須恵器杯の生産窯は現状では不明であるが、8世紀を通じて宮都への有力な須恵器生産地であった陶邑古窯址群の製品でないことだけは確実である。
- ⑫ 胎土に黒色粒子を比較的多く含み、還元炎焼成される点は、七尾瓦窯産瓦と共通する。摂津に生産基盤がある可能性が高い。

これまでの調査研究では、須恵器杯Aが他地域で出土することを全く想定していなかった。この

ため、長岡京以外の遺跡での分布について調査されることは無かった。ところが前述の如く、渡島では8世紀代と推定される須恵器の出土自体に限られている中で、8世紀第3四半期から9世紀第1四半期（長岡京期前後の3型式）の土器型式と多くの共通点を持つ資料が道央地域に集中して出土することが知られてきた。中でも、丸子山遺跡4号竪穴出土例と茂漁4遺跡1号竪穴から出土した須恵器は、②～⑦の特徴を有しており、長岡京で使用されていた土器そのものが移動した可能性が指摘できた。そこで次に、渡島への須恵器杯Aの移動について分析してみたい。

(4) 長岡京期須恵器杯Aの移動径路

渡島出土須恵器については部分的に三辻利一氏によって蛍光X線分析が実施されているが、分析結果は必ずしも安定しておらず、その評価は確立していない。現状では肉眼観察による評価が唯一の手がかりとなる。そこで以下、今回の観察結果を基礎に、①8世紀末に長岡京で使用されていた須恵器杯Aが少量であるが渡島へもたらされたこと、②8世紀後半から9世紀前半に、秋田城の一部の須恵器が渡島へもたらされたこと、以上2点を前提に、渡島と列島との関係について考察してみよう。

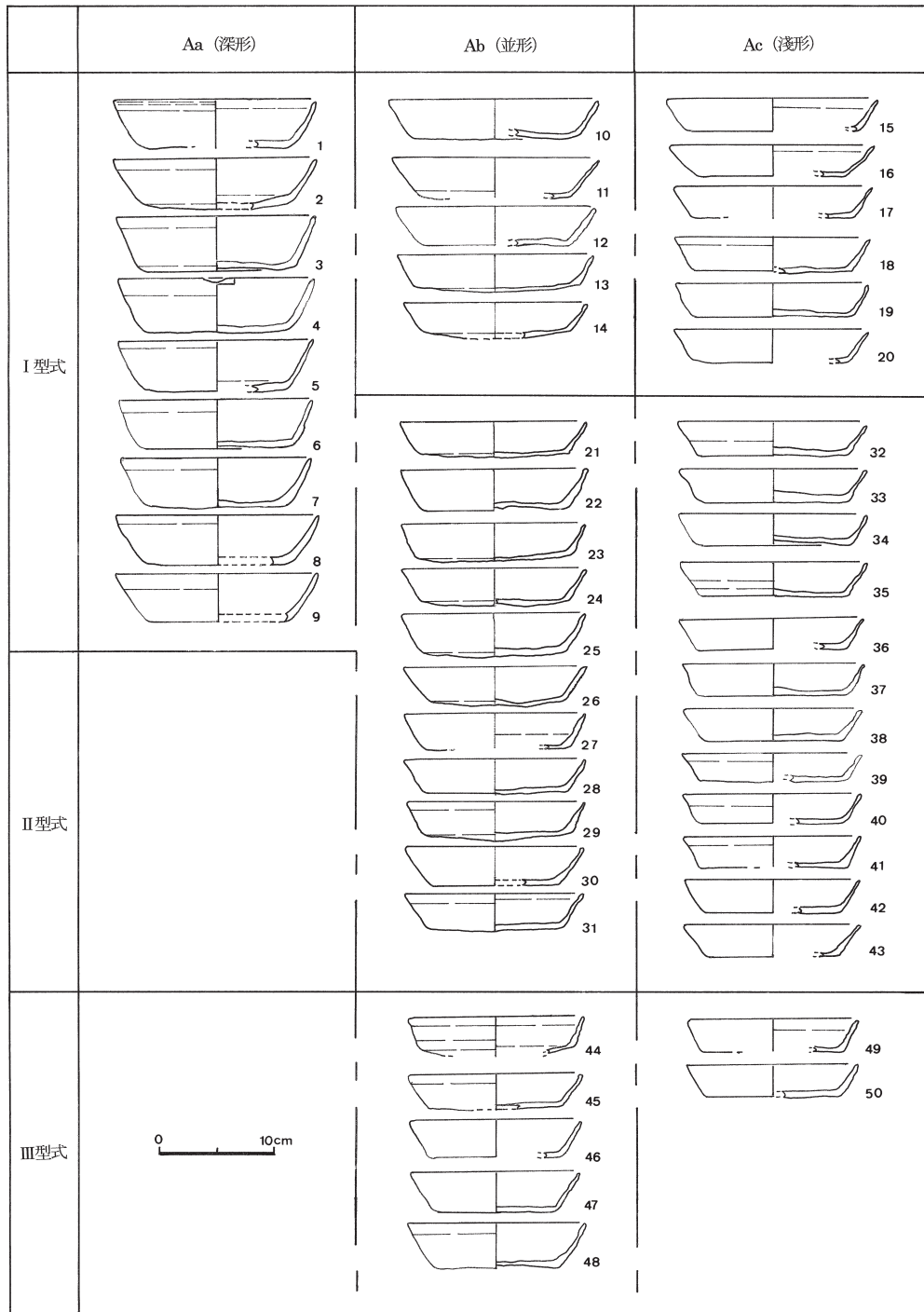
1) 長岡京から渡島へ

当時の渡島との交渉窓口は秋田城であり、長岡京→秋田城→渡島のルートがまず第一に考えられる。秋田城には同時期、長岡京から諸物品が搬入されていたことは壺Gの出土などから確実であり、木簡などの文字資料によっても、当該期において日本海側の蝦夷支配の拠点となっていたことはいうまでもない。しかし、既にみたとおり、秋田城から長岡京出土例の確実な資料は確認できなかった。すると、搬入径路には二つの可能性が生まれる。

- ① 秋田城を経由せずに搬入された。
- ② 秋田城を経由したが秋田城では使用されることなく渡島へ移動した。

①の場合、例外を除けば、日本海側からの渡島への渡航地点は秋田城に限定されていたから、太平洋側からということになる。太平洋側の律令国家の拠点は多賀城である。多賀城から三陸沿岸を北上して道央に至るのが直線距離としては最も近い。ウサクマイN遺跡からオホーツク式土器が出土している点も重要で、オホーツク海から太平洋を経て千歳市に至る海の交易ルートが復原できるからである。但し、多賀城でも本須恵器の出土は現状では確認できておらず、仮に経由したとしても、秋田城同様、多賀城で使用されることなく渡島へ渡ったということになる。現在の資料分布の状況からは②の可能性が高いが、この場合、なぜ秋田城で一部にしろ使用されることがなかったのが問題となる。

この課題を解決するに相応しい材料が渡島での須恵器出土遺跡における供伴遺物である。既述の通り、茂漁11号墳からは隆平永宝や銅碗、ウサクマイN遺跡からは富寿神寶やオホーツク式土器、美々8遺跡からは東北北部産の人面描写用の甕や須恵器小型壺M等の出土が知られる。いずれも2例とない稀少品である。長岡京出土須恵器と同製品もまた数例しか無く、渡島では後述する秋田城から搬入された可能性の高い須恵器ともども、貴重品である。渡島の特定の対象者に将来されたとすると、経由地で出土しない理由としても理解しやすい。



第3図 長岡京期須恵器杯A

律令国家と強い繋がりのある「人物」から渡島の対象者へと特別に送られた物資の一部だったのではなかろうか。その一部が茂漁11号墳から出土している点は見逃せない。北海道式古墳の成立や被葬者像をめぐってはこれまでもしばしば議論が繰り返され明確な結論は提示されていない。しかし須恵器搬入をめぐる上記の動向から考えると、被葬者は列島の律令国家中枢部から贈られた

品々を副葬した人物ということになるのではなかろうか。その時期はまさに三十八年戦争の開始期から終結宣言時期までに相当する。北海道式古墳が以前にも、以後にも築造されなかった事実と合わせ考えると、その被葬者は三十八年戦争の一方の主体者である律令国家と深く関係した渡島の人物ということになろう。

2) 秋田城から渡島へ

ところで渡島には8世紀第3四半期から9世紀第1四半期の須恵器杯が道央の遺跡を中心に比較的多く出土することが知られている。渡島の人々は須恵器生産技術を有していなかったから、列島からもたらされたものであることは確実であろう。その一部に秋田城内出土資料と酷似する型式群のあることは先に指摘した。これらは須恵器と共に搬入された土師器の存在と共に、秋田城を窓口にして進められていた渡島との交渉過程でもたらされたものとされる。但し、秋田城からもたらされた可能性の高い須恵器の分布範囲もまた、石狩川流域の道央部に限定されており、律令国家が「情報交換」した対象者がこの地域に限られていたことを示している。

ところで、9世紀第1四半期を境に須恵器は急激に出土遺跡数を減らす。渡島に再び須恵器が搬入されるのは、青森県五所川原須恵器窯からの9世紀後半であった。

渡島への須恵器の搬入には8世紀第3四半期から9世紀第1四半期までの第一段階と、9世紀後半以降の第二段階の二つのピークがあったのである。第一段階に誰が何の目的で渡島に須恵器をもたらせたかについては後述する。

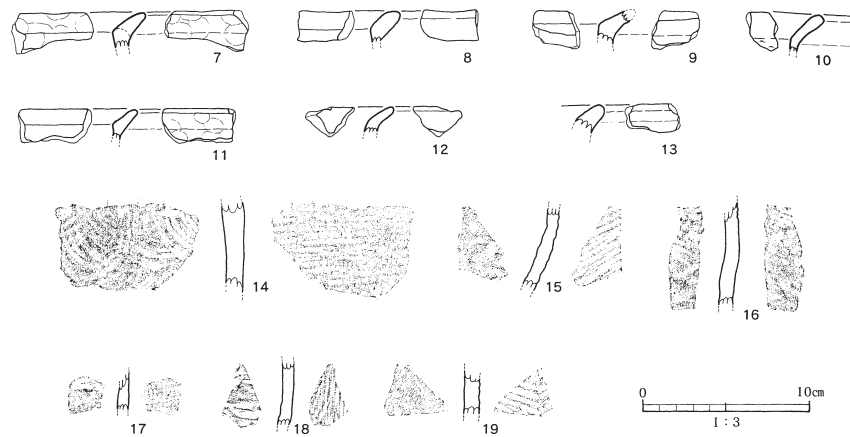
②……………喜界島へ渡った土器

(1) 城久遺跡群の発掘調査

発掘調査は2003年から本格的に始まった。遺跡は広範囲に広がっており、遺跡群の中の山田半田遺跡では遺跡群最古の8世紀代の須恵器が出土している。山田中西遺跡は、喜界島中央部の標高160m前後の海岸段丘上に位置し、掘立柱建物を中心とした大規模な建物群で構成される古代の「集落跡」とされた。供伴した出土遺物の年代観からその開始期は8世紀後半以降と推定され、在地系の兼久式土器を出土する小規模な集落しか存在しなかった島に、突然本土系の土師器や須恵器を伴う建物の出現することが明らかにされた。その全容は発掘調査が継続中のため不明な点も多いが、報告書によると次のとおりである〔喜界町2006・鈴木靖民他2007〕。

- ① 河岸段丘である城久地域の全体に古代の掘立柱建物を中心とした施設群が展開すること。
- ② 遺跡が安定的に広がるのは10世紀であるが、開始年代は8世紀後半以降に遡ること。
- ③ 島内では初めてとなる本土系の土師器や須恵器が出土すること。

特に官衙的な配置を取る建物群は確認できていないが、近年の調査では段丘崖に沿って石敷き遺構が発見され、見せる効果を狙ったと思える施設の建設が認められ、中心施設の確認もそう遠くない時期になされるのではないかと思われる。



第4図 喜界島城久遺跡群出土古代の土器〔喜界町 2006〕より
 土師器：7～13 須恵器 14～19
 (8・13は粘土紐痕跡の明瞭な跡や端部の肥厚具合などから
 焼塩壺ではないかと考えている)

(2) 焼塩壺の出土

ところで、城久遺跡群の出土資料には焼塩壺の入ることが知られていたが、実見すると、⁽³⁾①内面に布目痕跡のあるものと無いもの、②厚手のものと薄手のもの、③胎土に多くの砂粒を含むものと余り含まないものなどの区別のできる資料が比較的多く含まれることが判明した。島外の多様な地域で生産された古代の焼塩壺が、大量に搬入されていた可能性が指摘できるのである。喜界島においてはそれ以前の古代の遺跡から焼塩壺の出土することはこれまで知られておらず、土師器や須恵器同様、本遺跡群ではじめて島外から搬入されたことが判るのである。焼塩壺の年代観には大きな幅があり、これがいつまで遡るかが今後の課題であるが、供伴する土師器や須恵器の年代観が8世紀後半以降であることからすると、古代焼塩壺の研究状況から見て、当該期に属するものと見て間違いなからう。

ここで注目されるのが焼塩壺出土遺跡の性格である。焼塩壺は生産地を除けば、宮都や官衙的性格の遺跡に集中することが知られている。特に生産地の異なる焼塩壺が一定程度の量出土する遺跡の公的性格は極めて強い。

8世紀後半以降に、喜界島に突然、官衙的性格の遺跡が成立した可能性が高くなったのである。光仁・桓武朝に南西諸島においても大きな画期があったのである。なぜこの時期に喜界島に官衙的性格の遺跡が出現するのかについては後述する。

③……………慰勞詔書書式の変遷にみる桓武朝の対蕃外交

『延喜式』中務省式に次のような条文がある。⁽⁴⁾

慰勞詔書式

天皇敬問云云 大蕃国云天皇敬問。／小蕃国云天皇問

年月御書日

中務卿位臣姓名宣
中務大輔位臣姓名奉
中務少輔位臣姓名行

詔書の書式を示した短い条文である。

慰勞詔書式とは、対外的に国際社会に共通する文書形式を規定しておく必要があったため、八世紀初めに外交文書として成立したのだという〔丸山裕美子 1995〕。慰勞詔書の書式に注目すると、結語に3段階の変遷が認められるという〔中野高行 1985〕。

- ・天平勝宝年間 「指宣往意」
- ・天平宝字年間 「遣書」
- ・延暦年間 「略此遣書」

それぞれ唐の書式の変化に応じて日本でも変わったもので、中野氏は変遷の意味を次のように考えている。

- ① 慰勞詔書の書式は「結語」に注目すると二つの変節点を有しており、第一変節点は天平宝字年間、中国化強化の時期にあたる。第二変節点は延暦年間で、書式の確立期、即ち、慰勞詔書が対蕃国外交意思伝達機能文書として確立した時期である。
- ② 日本の慰勞詔書書式の確立過程に中国の慰勞制書書式が極めて濃厚な影響を与えた。慶雲期である成立期のみならず、中国的修正を加えた天平宝字年間も、中国の制書式から強い影響を受けていた。
- ③ 日本の慰勞詔書式受容の経緯については、国書基本構造が熟知されて表現されていることから、中国の慰勞制書式を何らかの形で入手し、その内容を理解した人間が定めた。

「結語」の変化を詳細に分析すると、1) 天平宝字三(759)年二月朔日の詔書で初めて「遣書指不及」と「遣書」の語が登場し、宝亀十一(780)年再び使用され、以後「遣書」の文字が「結語」の一部に用いられ続ける。2) 宝亀三(772)年二月二十八日の慰勞詔書の「結語」に初めて新しい表現である「指此示懷」が登場し、3) 宝亀八(777)年五月二十三日の書式は欠けていて解らず、4) 延暦十五(796)年五月十七日詔書でその後の書式の基礎になる「略此遣書」の文言が出現する。

このような詳細な分析にもかかわらず、慰勞詔書の「結語」がなぜそれぞれの時期に変化するのかについては、必ずしも十分に解釈が加えられているわけではない。そこで本章では、外交文書としての慰勞詔書の書式が「固定的確立」をしたという桓武王権に着目し、対蕃外交の確立という視点から分析してみることにする。

(1) 対蕃使詔・慰勞詔書書式の変遷

1) 慰勞詔書と「対蕃使詔」

慰勞詔書が対蕃国の唯一の外交文書として確立するまでは、慰勞詔書と併行して、各蕃国の使者に対して、天皇から宣命体の文体である「対蕃使詔」が口頭で伝えられたという〔中野高行 1984・

1987]。中野氏によれば、慰勞詔書を出すべき蕃国使の来訪は奈良・平安時代の延長七（929）年までに60回知られ、内26回が新羅使、34回が渤海使であった。八世紀前半までは慰勞詔書発給の記事が少なく、後半になると多くなる傾向が認められ、九世紀初頭の儀式整備以降、慰勞詔書が唯一国家間の外交意思伝達機能を有するものとして確立されたという。

中野氏はこのような変化を中国的なものへの一本化と評価する。藤原仲麻呂政権と桓武王権が唐制の導入に強い意欲を示したことが知られるだけに妥当な見解であろう。一方、「対蕃使詔」と慰勞詔書の発給状況については、8世紀（確実に宝亀年間）までは蕃使に対して「対蕃使詔」と慰勞詔書の両方が発給されることが原則であったが、9世紀（確実に天長年間）以降では外交意思伝達は専ら慰勞詔書で行われたとする。なぜ光仁・桓武朝に慰勞詔書に一本化されるのであろうか。「対蕃国外交文書として確立」したと評価されながら、その歴史的背景については触れられていない。これを解くカギは慰勞詔書の文言に具体的に記されている。

2) 対蕃国外交文書の変遷

ところで、隋唐における慰勞制書の「結語」の書式について整理した中野氏は、先にみた日本の書式の変化と関連づけて影響を想定した。それによると、隋唐において「結語」に「遣書」の文字が登場するのは開元二十二（734）年から二十四（736）年にかけての吐蕃に対して出されたもので、「遣書指不多及」とある。これ以前の史料に欠が多く、同書式がいつから使用され始めたのかは定かでないが、貞観十九（645）年、百済・新羅に出された文書の「結語」には「无表所具」「指申往意」とあり、「遣書」の文言を用いていない。

史料が少なく、変換点の上・下限に幅がありすぎるが、中野氏は、645年から734年までのどこかで変わったと想定し、これが天平勝宝五（753）年から天平宝字三（759）年の間に日本の書式に影響を与えたとする。なお、唐では、少なくともこの「遣書指不多及」の書式は会昌四（844）年までほとんど変わらなく使われており、遅くとも八世紀前半以降、慰勞制書の「結語」の書式は変化しなかったことが知られる。

こうした「影響」をもたらせたものが遣唐使であり、成立期の書式は704年「大宝度遣唐使」が持ち帰った資料に基づき、慰勞詔書初見の慶雲三（706）年の新羅使への詔書が作成されたのだろうとする。同様に天平宝字年間の改訂は、天平勝宝五（753）年に帰国する遣唐使によるものだとする。但し、書式が固定化する延暦期の改訂について中野氏は触れていない。

3) 慰勞詔書書式確立の背景

外交文書として用いられた慰勞詔書の書式の変更は、王権の「蕃国」に対する対応の変化と深く関わっていると考えられる。中野氏は、唐における書式の変更を受けて遣唐使が慰勞制書を持ち帰り、専門部局で分析するため一定の年限を経て日本の書式に反映させたと解釈した。そこで、各転換期とされた日本の慰勞詔書書式を具体的に分析してみよう。

① 慶雲三（706）年正月十二日：「結語」指宣往意

『続日本紀』以降、蕃国使節に対して発給された慰勞詔書は21通ある（内2通は欠）。

慰勞詔書の最も古いものは慶雲三（706）年正月十二日のものである。慶雲二（705）年十月三十

日に来訪した新羅使に対して出された。

丁亥、金儒吉等還蕃。賜其王勅書曰、**天皇敬問**新羅王使人一吉浪金儒吉・薩浪金今古等至、所獻調物並具之。王有国以還、多歷年歲所貢無虧、行李相屬。款誠既著、嘉尚無已。春首猶寒、比無恙也。国境之内、当並平安。使人今還、**指宣**往意。并寄土物如別。(太字、下線は筆者追記。以下同じ。)

後掲の慰勞詔書に比べると使者に持ち帰らせる賜物の具体的内容を記さない簡潔な文章である。新羅使はこれまでに文武元年以来3度の来訪を見せているが、慰勞詔書が託されたのはこれが初めてであった。26度の来訪記事(内8度は無礼などの理由で放還)の中で、新羅使に対して慰勞詔書が託されたのは本例を含めてわずか2度にすぎない。もう一例である宝亀十一(780)年の慰勞詔書は

「**天皇敬問**新羅国王。朕以寡薄纂業承基。理育蒼生寧隔中外。王自遠祖恒守海服、上表貢調、其来尚矣。日者虧違蕃礼、積歲不朝。雖有輕使、而無表奏。由是、泰廉還日、已具約束貞卷来時、更加論告。其後類使曾不承行。今蘭蓀猶陳口奏。理須依例從境放還。但送三狩等来。事既不輕。故修賓礼以答来意。王宜察之。後使必須令費表函、以礼進退。今勅、竺紫府及対馬等戌、不將表使、莫令入境。宜知之。春景韻和、想王佳也。今因還使附答信物。**遣書指不多及。**」(斜体筆者。以下同じ。)

と、「結語」だけを見ると後述するように天平宝字三年の慰勞詔書と同じ書式を取るかのように見える。しかし、本文(斜体字部分)に注目すると、内容は新羅の「朝貢」の姿に対する追及の文言ばかりであり、後掲する渤海使に対するものとは随分異なっている。「朝貢」の形を取ることが了解されたかに見えた新羅との国交が必ずしも一致していなかったことがこうした新羅使への慰勞詔書の発給の実態や詔書の書式の中に明確に見て取ることができる。対蕃外交形成期の特徴であろう。

② 天平宝字三(759)年二月朔日：「結語」遣書指不多及

渤海使に出された最初の慰勞詔書は神亀五(728)年四月十六日のものと考えられているが、本文を欠いており、知ることができない。次に出されたのが天平勝宝五(753)年六月八日のもので、本条は渤海国に出された三番目のものである。書式は「天皇敬問」で始まり「結語」が「遣書指不多及」となる同型式である。

二月戊戌朔、陽高麗王書日、**天皇敬問**高麗国王使楊承慶等遠涉滄海、来吊国憂。誠表懃懃深增酷痛。但隨時變礼、聖哲通規。從吉履新、更無餘事。兼復所胎信物、依数領之。即因還使、相酬土毛絹卅疋、美濃純卅疋、糸二百絢、絹三百屯。殊嘉寂尔忠、更加優、賜錦四疋、両面二疋、纈羅四疋、白羅十疋、彩帛卅疋、白綿一百帖。物雖輕賤、寄思良深。至宜並納。国使附来、無船駕去。仍差单使送還本蕃。使從彼郷達於大唐、欲迎前年人唐大使藤原朝臣河清。宜知相資。餘寒未退。想王如常。**遣書指不多及。**

ところで、初めての「朝貢」から四半世紀を経て、天平勝宝五年（753）に渤海使に出されたのが次の詔書である。

「六月丁丑、慕施蒙等還国。賜璽書日、**天皇散問渤海国王**。朕以寡德，虔奉宝函，亭毒黎民，照臨八極。王僻居海外，遠使入朝。母心至明，深可嘉尚。但省來啓，无称臣名。仍尋高麗旧記，国平之日，上表文云，族惟兄弟，義則君臣。或乞援兵，或賀踐祚。修朝聘之恒式，効忠款之懇誠。故先朝善其貞節，待以殊恩。榮命之隆，日新無絶，想所知之。何假一二言也。由是，先廻之後，既賜勅書。何其今歲之朝，重无上表。以礼進退，彼此共同。王熟思之。季夏甚熟。比无恙也。使人今還，指宜往意，并賜物如別。」

『高麗旧記』まで持ち出して「朝貢」の形式を要求するところ（斜体部）に、聖武・孝謙王権の外交的課題を見出すことができる。慰勞詔書がその本来の役目を為していないのである。

ところが、わずか6年後の本条では同様の文言が消え、その後の渤海使への詔書に見られるように、賜物が列挙され、まさに「慰勞」する文書となっているのである。唐制を指向した仲麻呂政権下で、書式にもまた初めて「遣書」の文言が入れられる。

中野氏は、こうした書式の変更が天平勝宝四（752）年派遣、翌年帰国の第12回遣唐副使帰国によりもたらされた資料によりなされたものと解釈されている。「遣書」の文言は貞観十九（645）年以降、開元二十二（734）年までのどこかで用いられ始めたのだという。既に見たとおり、日本では慶雲三（706）年段階においてまだ「結語」は「指宜往意」である。仮に唐制の最新情報を用いることなく旧制で詔書書式が作成されたとするならば、唐制の書式の変化を推測する材料はないのだが、645年以降実に10回（実際は9回）の遣唐使が派遣され、直近の大宝二年の遣唐使もまた、704年7月以降に五月雨式に帰国しているのである。これほどまでに対蕃国外交を強く意識していた文武王権が、唐制の古い書式を基にして文書を作成することがあるのだろうか。仮に最新の唐制の書式が入手されていたとすると、その文言は未だに「結語」が「指宜往意」だったのではなかろうか。とすると、唐の慰勞制書の「結語」の文言が「指宜往意」から「遣書指不多及」へと変化するのは、704年以降、734年までの30年間のどこかということになるだろう。そしてそれが日本へもたらされた可能性が高いのは天平勝宝四（752）年の遣唐使が帰国する753年12月以降ということではなかろうか。藤原仲麻呂政権はこうした最新の唐の慰勞制書の書式を基にして、渤海国との明確な「朝貢」関係を築き、唐に倣った慰勞詔書を発給したのである。仲麻呂政権の強い対外意識が新たな書式の採用を促すだけでなく、詔書の具体的内容もまた「蕃国」を上から見下ろす慰勞詔書としての本格的な内容となったのであろう。

宝亀十一年の新羅使への慰勞詔書書式もまた「遣書指不多及」であったのは、最新の唐制にならったものの、「朝貢」に応じない新羅であるが故に、聖武・孝謙王権同様、苦情を伝える文言とならざるを得なかったのではなかろうか。新羅と渤海との実質的外交関係の相違を文書形式に反映させざるを得なかったのである。形式を整えた上で、実態に合わせて慰勞詔書を作成した当該期王権の外交政策を見抜くことのできる貴重な資料といえよう。

③ 延暦十五（796）年五月十七日：「結語」略此遣書

宝亀年間までの「遣書指不多及」の書式が変更されたのが、延暦十五年の渤海使への慰勞詔書である。この時期、唐制に変化は認められない。にもかかわらず文言を変化させた背景には王権の強い意志を認めることができる。改変の目的とは何だろうか。

宝亀八（777）年の遣唐使の派遣が、伊予部家守への特命などから、明確な意図を持ってなされた遣唐使であったことが知られる〔東野治之 1994〕。伊予部家守は帰国後、大学寮で新たに持ち帰った『春秋』の注釈書でもって「皇帝論」を説き、中国語での講義を行ったという。桓武王権下には中国思想の本質を理解して独自に文書を作成できる官人層が形成されていたのである。唐制を無視することなく「遣書」の文言を入れ、「指不多及」に代わって「略此」としたところにそれを伺うことができよう。本書式が以下恒例化するのも書式の正当性故ではなかろうか。

五月丁未。勅海国使呂定琳等還蕃。遣正六位上行上野介御長真人廣岳。正六位上行式部大録桑原公秋成等押送。仍賜其王璽書日。天皇敬問渤海国王朕運羨下武業膺守天。德澤攸覃。既有洽於同軌風聲聲所暢庶無隔於殊方。王新纘先基臨肇舊服慕徽猷於上国輸禮信於闕廷眷言欵誠。載深慶慰。而有司執奏。勝賓以前。數度之啓。頗存體制詞義可觀。今檢定琳所上之啓。首尾不慥。既違舊儀者。朕以脩號之道。禮敬為先。苟乖於斯何須來往但定琳等漂者邊夷。悉彼劫掠僅存性命言今艱苦有憫于懷仍加優賞存撫發遣。又先王不愁。無終退壽聞之惻然。情不能止。今依定琳等婦次特寄絹廿疋。緇廿疋。糸一百絢。綿二百屯。以充遠信。至宜領之。夏熟。王及首領百姓平安好。略此遣書。一二無委。

遣唐使が持ち帰った書式をいち早く採用するという消極的な姿勢ではなく、蕃国に対する権威を示すための必要条件として、より積極的に書式を持ち帰らせ、意味内容を吟味して詔書を作成させたと考えるのである。

『続日本紀』は延暦十年までしか記録せず、その後を記録した『日本後紀』は多くが失われており、資料を欠いている。しかし、他の文献、考古資料によって桓武王権の成立した延暦年間に政治・経済・軍事・流通・外交・文化に大きな変換が起こったことは疑いなかろう〔山中章 2001〕。慰勞詔書の書式の変更もまた、同様の政策の延長線上にあると見ていいのではなかろうか。

④……………桓武王権の対外政策

考古・文献の両資料を用いて桓武王権の外交の一端を分析してきた。その結果、考古資料の分析によって、渡島をめぐっては、光仁・桓武王権の時期に突然列島内から須恵器や土師器、皇朝十二銭など特定の物品がもたらされ、道央部に所在した特定の人々との間に公的な関係がもたれることが判明した。一方喜界島をめぐってもまた、同様の時期に須恵器や土師器、焼塩壺がもたらされ、掘立柱建物を中心とした施設が整備され、南方の最前線の公的施設として整備された可能性が指摘できた。南北同時期に、明確な意図を持って、後の国境付近で公的な勢力の動きを確認することができたのである。文献史料によっても、慰勞詔書という極めて限定的な制度の変化の中ではあるが、光仁・桓武朝の唯一と言ってもよい蕃国・渤海に対する外交文書の書式が整えられることを確認し

た。なぜ当該王権はこの時期に外交に関する政策を確立・変更することになったのであろうか。

(1) 光仁・桓武王権の北の国境政策

列島東北部はこの時期、いわゆる三十八年戦争の真っ直中であった。にもかかわらず、王権は東北蝦夷のさらに北に所在する渡島の人々との間で公的関係を形成しようとしていたのである。その明確な目的は不明であるが、残された資料から類推すると次の2点が想定できる。

- ① 光仁・桓武王権による渡島の直接支配
- ② 東北蝦夷制圧のための渡島勢力との連携政策

しかし、三十八年戦争の実態をみると、光仁・桓武王権は決して順調に蝦夷支配を実現したわけではなかった。むしろ、文室綿麻呂の終結宣言をみても判るとおり、王権側が一方的に終結を宣言しただけで、「戦争」の明確な決着が付いたわけではなかった。このことはその後の安倍氏や清原氏、そして奥州藤原氏の動向を見れば明白であろう。この様な事態の中で、王権がさらに北の渡島に触手を伸ばすとはとても考えられないのである。つまり①を選択することはいかにも無謀な政策としかいいようがないのである。

にもかかわらず、当該王権は明らかに渡島に列島からのメッセージを送っていた。その効果・利益はどこにあるのだろうか。仮に三十八年戦争継続時期に、渡島の勢力が積極的に東北蝦夷を援助したとすれば、「戦争」の決着は先の見えない事態となろう。これを避けるために、秋田城または多賀城から渡島の東北蝦夷と地理的にも近い関係にある道央部の勢力に対し使者を派遣し、これを慰撫または懐柔して、列島側への介入を防いだとすれば効果は絶大であろう。

注目すべきは、こうした王権側と渡島側との接触が、三十八年戦争終結に合わせるかの如くピタリと止むことである。当初の目的が①にあるならば、三十八年戦争の終結は渡島への進出の絶好の機会になるはずである。しかし、明らかに列島側の影響は9世紀前半を以て一端終結するのである。

②の政策が王権の意図であったとすると、もう一つ重大な事実が浮かび上がる。それは光仁・桓武王権（あるいは古代王権一般）が、津軽海峡を境として支配の及ぼすべきところを区別していたという事実である。つまり、古代国家は遅くともこの時点で、津軽海峡を「国境」と認識していたのである。

(2) 光仁・桓武王権の南の国境政策

喜界島以南の当該期における調査状況が必ずしも明らかにされているわけではないので、あくまで現在得られている資料からの仮定であるが、光仁・桓武王権の時代に喜界島に公的性格の施設が設けられた事実やその後の古代王権の喜界島の利用状況から類推すると、喜界島が当該王権の支配の南端であったことを指摘できる。律令国家は七～八世紀代に盛んに南西諸島からの「朝貢」を記す。奄美諸島に関する初見は『日本書紀』斉明三（657）年の「都貨邏人の男女が海見島に漂着した」とするもので、以後度々、多祢、夜久、奄美、度感等の人々が「朝貢」したと伝える。古代王権にとってこれらの地域が周辺の「蕃国」であり、列島の王権に「朝貢」すべき対象と認識されていたことが判明する。

一方、九州南端に居住する隼人との関係では、養老四（720）年二月の隼人の反乱が鎮圧されて

以降、安定し、平安時代初頭には京田遺跡出土木簡の記載などによって、条里制が施行されていたことが知られている。光仁・桓武朝においては少なくとも隼人との関係は安定し、律令国家の中に完全に打ち込んでいたのである。こうした背景の基に喜界島に公的な前線基地が置かれたのではなかろうか。なぜ奄美ではなく喜界島なのかの理由については明確にしがたいが、維持に相応しい平坦な地形、良湾に恵まれたことが大いに関係していようか。

いずれにしろ、喜界島に進出することによって、古代王権は初めて、南の「国境」を確定することができたのである。

(3) 桓武王権の外交と国境

光仁・桓武王権が内外に多くの課題を抱えていたことはよく知られているところである。中でも桓武天皇の出自をめぐる問題は政権の存否にも関わる大問題であった。しかし当該王権が採った政策はこれを逆手にとり、桓武天皇がこれまでの歴代の天皇にはない、国際的視野に立つ人物であることを強調する路線であった。先に触れた宝亀八年の遣唐使の派遣はこの基本路線の根幹を支える事業であった。中国という東アジアに君臨する巨大帝国の思想や文化を取り入れることによって、自らに流れる渡来人の血を国際的な優れたものと説明しようとしたのである。だからといって、光仁・桓武王権が中国とは一線を画した東海の確固たる国家であることを示すためには具体的な支配領域を明示する必要があった。特に北の領域は、光仁・桓武王権が蕃国として唯一朝貢を命ずることのできる異民族であった。さらに渤海とは地域を近接させていただきに、その境界を明示しておかなければならなかった。東北蝦夷との戦争を踏まえながら、自らの支配領域を明示するために、渡島との関係を安定させておく必要があったのである。南方の境界を明示する必要が生じたのも同様の理由からであろう。

国境の確定によって、光仁・桓武王権は唐、新羅、渤海との外交を明確に推し進めることができたのである。

おわりに

光仁・桓武王権の西や東の国境意識がどこにあったのかは明確ではない。しかし、近年、三上喜孝氏によって指摘された日本海側諸国における「四天王法」による国土意識の変容〔三上喜孝2007〕はそれにヒントを与えてくれる。とくに「国境」を接する新羅との関係から注目されたのが宝亀五(774)年に建立された四天王寺であった。当該期の新羅との緊張関係については既に慰勞詔書の書式の文言について触れたところであるが、王権は山陰道・北陸道などの日本海側諸国に警護を命じたという。これが西の「国境」を意識した政策であったと推定できるが、日本海側諸国における「四天王法」の具体化を示す考古資料について本論で触れることはできなかった。

『日本三代実録』貞観九(867)年五月条には「造八幡四天王像五鋪。各一鋪下伯耆。出雲。石見。隠岐。長門等国。下知国司曰。彼国地在西極境近新羅警備之謀。」と山陰諸国が新羅との地理的環境の下「西極」と意識されていたことが知られる。特にその中でも隠岐国に四天王像が置かれたことは注目すべきであろう。発掘調査がなされていないので実体は不明であるが、隠岐国分寺には

「四天王寺」が置かれたという。四天王像の像立と共に、国境意識の明示と関係して極めて注目すべき事実である。今後関連する考古資料の追求に努めなければならないが、紙幅も尽きたので後考を期することにする。

参考文献

- 秋田城 2001 秋田城跡発掘調査事務所・秋田市遺跡保存会『秋田城跡平成二年度秋田城跡発掘調査概報』(2001年)
- 天野哲也 1992 天野哲也・曾根原武保『『曾根原武保ノート』(前) 茂漁墳墓群(柏木東遺跡)その他』(『北海道考古学第28輯』1992年)
- 伊藤武士 1998 「秋田城跡周辺須恵器窯の動向について」(秋田考古学協会『秋田考古学第46号』1998年)
- 宇田川洋 1995 『北海道の考古学』(北海道出版企画センター 1995年)
- 恵庭市教育委員会 1988 『中島松6・7遺跡』(恵庭市発掘調査報告書 1988年)
- 恵庭市教育委員会 1997 『茂漁4遺跡』(恵庭市発掘調査報告書 1997年)
- 喜界町 2006 『喜界町埋蔵文化財発掘調査報告書8—喜界島通信所整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書—城久遺跡群 山田中西遺跡I』(喜界町教育委員会)
- 越田賢一郎 2003 「北方社会の物質文化鉄からみた北海道島の歴史」(『日本の時代史19 蝦夷島と北方世界』吉川弘文館 2003年)
- 鈴木琢也 2006 「擦文土器からみた北海道と東北地方北部の文化交流」(北方島文化研究会『北方島文化研究第4号』2006年)
- 鈴木靖民他 2007 『平成18年度シンポジウム 古代・中世の境界領域—キカイジマの位置付けをめぐる—資料集』(2007年2月10・11・12日)
- 瀬川拓郎 2005 『アイヌ・エコシステムの考古学』(北海道出版企画センター 2005年)
- 瀬川拓郎 2007 『アイヌの歴史海と宝のノマド』(講談社選書メチエ 2007年)
- 千歳市教育委員会 1982 『千歳市文化財調査報告書Ⅷ末広遺跡における考古学的調査(下)』(1982年)
- 千歳市教育委員会 1994 『千歳市文化財調査報告書ⅩⅨ丸子山遺跡における考古学的調査』(1994年)
- 東野治之 1994 東野治之編『朝日百科日本の歴史別冊歴史を読み直す4 遣唐使船東アジアの中で』(朝日新聞社 1994年)
- 中野高行 1984 「慰勞詔書に関する基礎的考察」(日本古文书学会『古文书研究第23号』1984年)
- 中野高行 1985 「慰勞詔書の「結語」の変遷について」(『史学』55-1 1985年)
- 中野高行 1987 「慰勞詔書と「对蕃使詔」の関係について」(日本古文书学会『古文书研究第27号』1997年)
- (財)北海道埋蔵文化財センター 1982 『美沢川流域の遺跡群Ⅴ—新千歳空港建設用地内埋蔵文化財発掘調査報告書—昭和56年度』(1982年)
- (財)北海道埋蔵文化財センター 2001 『(財)北海道埋蔵文化財センター調査報告書第156集 千歳市ウサクマイN遺跡—道道支笏湖公園線交通施設工事用地内埋蔵文化財発掘調査報告書—』(2001年)
- 丸山裕美子 1995 「慰勞詔書・論事勅書の受容について」(『延喜式研究第10号』延喜式研究会 1995年)
- 三上喜孝 2007 「光仁・桓武朝の国土意識」(山中 章・仁藤敦史編『国立歴史民俗博物館研究報告第134集 律令国家転換期の王権と都市』2007年)
- 山田英雄 1974 「日・唐・羅・渤海の国書について」(『日本考古学・古代史論集』1974年)
- 山中 章 1991 「長岡京跡左京第240・258次(7 ANFOR・FOR-3地区)～東一坊大路、四条条間小路交差点、鴨田遺跡～発掘調査概要」(『向日市埋蔵文化財調査報告書—第31集—(1991)』(財)向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会 1991年)
- 山中 章 1997 「桓武朝の新流通構造—壺Gの生産と流通—」(『古代文化』第49巻第11号 1997年)
- 山中 章 2001 『長岡京研究序説』(塙書房 2001年)
- 山中 章 2008 「慰勞詔書書式の変遷に関する覚書」(『三重大史学』第8号 2008年)
-

註

(1)——以下本稿では、北海道（渡島）及び喜界島より南の南西諸島を除く地域を総称して「列島」と表記する。

(2)——2008年7月1日から3日にかけて（財）北海道埋蔵文化財センター，恵庭市教育委員会，千歳市埋蔵文化財センター，秋田城跡調査事務所にて第1・2図に掲載した須恵器杯について実見することができた。本稿は報告書には記載されていない出土土器の観察結果にもよっている。各機関では西田茂氏，越田賢一郎氏，上屋真一氏，田村俊之氏，伊藤武士氏，小松正夫氏から遺物の出土状況など資料の検出状況などについて詳細な解説をい

ただいた。厚く御礼申し上げたい。

(3)——2007年3月2日～3日にかけて喜界町文化財保護審議会委員の外内淳氏の御案内で城久遺跡群を，城久遺跡群出土遺物については喜界町教育委員会の澄田直敏氏の御配慮で見学することができた。

(4)——本章は「山中章2008」を基にして一部表現方法を訂正した上で再構したものである。前稿は「覚書」として本稿を想定してまとめたものであるが掲載誌の印刷の制約上，図・表等が十分でなかったのでこれらを除いて必要部分を再構成した。

（三重大学人文学部，国立歴史民俗博物館共同研究員）

（2008年9月30日受理，2009年2月2日審査終了）

A Study of Policies on National Borders of the Government of Emperors Konin and Kammu

YAMANAKA Akira

From the second half of the 8th century through the first half of the 9th century, the government of emperors Konin and Kammu engaged in large-scale military activities in response to the “rebellion” of the Tohoku Emishi. This was the so-called 38-year War. The government built Isawa-jo, Shiwa-jo and Tokutan-jo castles as military and political bases. Around the same time, in Watarishima (Hokkaido) as well, significant changes were taking place in its relationship with the Japanese archipelago.

Sueware not produced in Watarishima has turned up at some archaeological sites in Chitose City in the Ishikari River Basin, Eniwa City, Ebetsu City and other places in central Hokkaido. *Funbo*, the term used for Hokkaido style *kofun*, also appeared during the same period, and Sueware accompanying funerary accessories, as well as coins and copper bowls not found anywhere else in Watarishima have been found buried in these graves. These archaeological materials establish that part of the powerful elite in central Hokkaido at that time had strong links with the government of Japan. Akita-jo Castle, which served as a gateway for trade with Watarishima at that time, is thought to be the route through which such objects were brought to Watarishima. A comparison of Sueware excavated from Akita-jo and that from Watarishima revealed that this possibility applies to a significant portion of the pottery. Furthermore, this comparison also showed that Sueware, albeit an extremely small quantity, that had been used at Nagaoka-kyo, the seat of the imperial government at that time, had in fact been brought to Watarishima. Given the strong possibility that it had been brought via Akita-jo, we may conclude that Sueware cups from the capital were presented as “prestige items” upon the forging of relations between the Konin and Kammu government and certain powerful figures of Watarishima.

During this same period, a building with a distinctive official character was built on Kikaishima located in the Nansei Islands. It was built as a base for ruling the various islands from which “imperial tributes” had been demanded since the founding of the *ritsuryo* state. We may conclude that the occurrence of this sort of phenomenon up until the Early Modern period in regions perceived as borders with countries to the north and south are a reflection of the government’s policy for establishing its “national borders”.

Meanwhile, the Konin and Kammu government altered and established styles for the “Iroshosho”, the government’s sole diplomatic document for foreign lands. By identifying the territories ruled by the *ritsuryo* state, the document paints a clear picture of the “empire” that ruled foreign countries.

As a result of previous research, it is now known that the Konin and Kammu government was an important government that oversaw huge changes in the *ritsuryo* state as the Nara period gave way to the Heian period. This paper illustrates that with regard to diplomatic policy as well, the government at that time undertook the major task of establishing the space it ruled, which prescribed the “Japan” of later years.

Key words: Government of emperors Konin and Kammu, national borders, 38-year War, Tohoku Emishi, Watarishima, Kikaishima, Sueware cup A, fired salt jar